

報告事項 1

案 件	和光市国民健康保険税条例の改正について
改 正 日	平成 30 年 3 月 31 日
<p>【目的】</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行った。</p> <p>【内容】</p> <p>1 主な改正内容</p> <p>保険税減額措置の拡充（第 21 条関係）</p> <p>保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。</p> <p>(1) 5 割軽減の拡大</p> <p>（改正前）</p> <p>基準額 33 万円 + <u>27 万円</u> × 被保険者数</p> <p>（改正後）</p> <p>基準額 33 万円 + <u>27 万 5 千円</u> × 被保険者数</p> <p>(2) 2 割軽減の拡大</p> <p>（改正前）</p> <p>基準額 33 万円 + <u>49 万円</u> × 被保険者数</p> <p>（改正後）</p> <p>基準額 33 万円 + <u>50 万円</u> × 被保険者数</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日から施行します。</p>	